

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月24日（火）第2969号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県同和地区中小企業経営安定資金融資規則を廃止する規則（※）（経営金融課取扱い） 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表6の項の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則（※）（国際交流課取扱い） 2

告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）（財政課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 鹿児島県港湾管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額（※）（港湾空港課取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告（商工政策課取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 5

規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第66号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表商工労働水産部の表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県同和地区中小企業経営安定資金融資規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第67号

鹿児島県同和地区中小企業経営安定資金融資規則を廃止する規則

鹿児島県同和地区中小企業経営安定資金融資規則（平成12年鹿児島県規則第96号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表6の項の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第68号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表6の項の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表商工労働水産部の表6の項の規則で定める事務を定める規則（平成19年鹿児島県規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「，記載事項の訂正」を削る。

附 則

この規則は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1255号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「10人」の次に「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認めるものにあつては、1人）」を加える。

第5条第1項中「24億円」を「42億円」に、「超えて」を「越えて」に、「36億円」を「63億円」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、「設備の取得等に係る」を削り、「に係る借入総額の20パーセント」を「から国庫補助金等の額を控除した額の35パーセント」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「地域再生支援利子補給金」の次に「又は特定地域再生支援利子補給金」を加え、「（次項に該当する場合を除く。）」を削り、「24億円」を「42億円」に、「30億円」を「52億5,000万円」に、「36億円」を「63億円」に、「45億円」を「78億7,000万円」に改め、「（当該貸付対象事業が前項に規定する過疎地域又はみなし過疎地域において実施される場合にあつては、当分の間、第1項中「24億円」とあるのは「37億5,000万円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とする。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を削り、第7項を第5項とする。

第12条を次のように改める。

（繰上償還）

第12条 借入人（第18条の規定により県と金銭消費貸借契約を締結した者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還しなければならない。

(1) 借入人若しくは保証人（第10条の規定による連帯保証人をいう。以下同じ。）が支払を停止したとき、又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合において、知事が請求したときは、期限の

利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還しなければならない。

- (1) 借入人が法令又は知事の策定した地域振興民間能力活用事業計画に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件の他への譲渡等又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的を達成することが困難となったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (6) 借入人又は保証人が正当な事由なく資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。
- (7) 借入人又は保証人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てがあったとき。
- (8) 借入人又は保証人が解散したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権の保全のため必要と認める相当の事由が生じたとき。

第18条第1項中「第10条の規定による連帯保証人」を「保証人」に改め、同条第2項中「連帯保証人」を「保証人」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（過疎地域等における貸付額の特例）

- 2 平成33年3月31日までの間に第15条の規定により貸付けの決定をする場合における過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域又は同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

附則に次の2項を加える。

（離島振興対策実施地域における貸付額の特例）

- 3 平成35年3月31日までの間に第15条の規定により貸付けの決定をする場合における離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

（奄美群島における貸付額の特例）

- 4 平成26年3月31日までの間に第15条の規定により貸付けの決定をする場合における奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52億5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行し、改正後の鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成25年度分の貸付金から適用する。

鹿児島県告示第1256号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
出水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1257号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
西之表市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1258号

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に掲げる使用料のうち知事が定める額を次のように定め、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成19年3月30日鹿児島県告示第609号（鹿児島県港湾管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 野積場使用料

区 分	使 用 料 の 額		
	一般使用（1日1平方メートルにつき）		専用使用（1月1平方メートルにつき）
	継続使用期間10日以内	継続使用期間11日以上	
鹿児島港	1円62銭	2円22銭	74円46銭
その他の港湾	1円37銭	1円86銭	57円9銭

2 荷さばき地使用料

区 分	使用料の額（1日1平方メートルにつき）	
	継続使用期間10日以内	継続使用期間11日以上
鹿児島港	1円62銭	2円22銭
その他の港湾	1円37銭	1円86銭

3 港湾施設用地使用料のうち港湾機能施設用地に係る使用料

区 分	使用料の額（1月1平方メートルにつき）	
鹿児島港	150円72銭	
その他の港湾	名瀬港 西之表港 串木野新港 加治木港	110円14銭
	志布志港 桜島港	104円34銭
	川内港 亀徳港	92円75銭

	大根占港	81円15銭
	指宿港	75円35銭
	喜入港 垂水港 根占港	69円55銭
	上記以外の港湾	63円77銭

4 旅客待合所使用料のうち広告使用料

区 分		使用料の額（1月0.1平方メートルにつき）
鹿児島港	桜島フェリーターミナル	1,510円
	種子・屋久高速船旅客ターミナル 鴨池港待合所	1,080円
	その他の待合所	810円
その他の港湾		810円

公 告

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

平成25年12月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 取下日

平成25年11月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー宮之城店

薩摩郡さつま町宮之城屋地1052番地

3 取り下げられた法第6条第2項の規定による届出の公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（平成25年9月24日鹿児島県公報第2943号掲載）

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第138号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年12月24日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR鉄拳R	株式会社ビスティ	3P0837
ぱちんこ遊技機	CR楓魂L	株式会社大都技研	3P1010
ぱちんこ遊技機	CR氷川きよし2NS	株式会社大一商会	3P1012
ぱちんこ遊技機	CRバイオハザードBO	株式会社大一商会	3P1029
ぱちんこ遊技機	CRアルパン三世79AZ	株式会社平和	3P1014
ぱちんこ遊技機	CRまわるんパチンコ釣りバカ日誌YC	株式会社三洋物産	3P1030
ぱちんこ遊技機	CRスーパー海物語IN沖縄3XLA	株式会社三洋物産	3P1056
ぱちんこ遊技機	CR海物語アクアMLB	株式会社三洋物産	3P1092
ぱちんこ遊技機	CR満開チューリップDS	株式会社大和製作所	3P1054
ぱちんこ遊技機	CR交響詩篇エウレカセブン〜真	株式会社ソフィア	3P1106

	の約束の地～ Z G		
回胴式遊技機	マタドールK A - 3 0	株式会社北電子	3S0533
回胴式遊技機	ハッピージャグラーV II K K	株式会社北電子	3S0869
回胴式遊技機	ドリームラッシュ	株式会社ラスター	3S0763
回胴式遊技機	ンゴロポポスA 5	株式会社大都技研	3S0917
回胴式遊技機	パチスロ聖闘士星矢黄金激闘編K E	株式会社三洋物産	3S0997
回胴式遊技機	主役は銭形2 B 5	株式会社オリンピア	3S1017
回胴式遊技機	エヴァンゲリオン・決意の刻	株式会社ビスティ	3S1032
回胴式遊技機	ジャックポットY 5 - 30	株式会社ヤマ	3S1048